

指定管理者の指定について

1 施設の名称

- (1) 仙元山公園
- (2) 上柴中央公園
- (3) 北部運動公園
- (4) 常盤公園
- (5) 折之口ふれあい公園
- (6) 東公園
- (7) 利根川緑地公園
- (8) 花園総合運動公園
- (9) 仙元山公園遊園地
- (10) 深谷市総合体育館
- (11) 中瀬グラウンド
- (12) 岡部中央グラウンド
- (13) 岡部東グラウンド
- (14) 植松グラウンド
- (15) 川本天神グラウンド
- (16) 上本田グラウンド
- (17) 花園農業者トレーニングセンター

2 指定管理者として指定するもの

ふかや体育施設管理グループ
代表者

深谷市上野台2568番地

公益財団法人深谷市地域振興財団

理事長 國吉眞弘

3 指定期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

4 公募・非公募の区分

- (1) 区分 公募

指定期間中、深谷市都市公園（仙元山公園遊園地及び農村公園含む。）・深谷市総合体育館・深谷市営グラウンド・花園農業者トレーニングセンター

を安定的に管理する能力を有し、かつ、当該施設の機能を効果的・効率的に達成することのできる法人等とする。(条件一部抜粋)

5 指定管理者候補者の選定

(1) 選定の結果

令和4年度からの指定管理者を、深谷市指定管理者選定委員会において、募集要項の選定基準に基づき書類審査等を行い、指定管理者候補者に選定した。

申請者	点数/配点
ふかや体育施設管理グループ	428/600

(2) 選定の理由

ア 運営方針が施設の設置目的等に合致しており、適正な管理運営が可能であると判断できる。

イ これまでの経験と実績により、安定した施設の管理運営が期待できる。

ウ 施設の運営方針に合致した自主事業が期待できる。

エ 市内経済活性化のための雇用や物品調達、業務委託など地域貢献に配慮した取組の充実が期待できる。

オ 上記の点のほか、提出された申請書類を総合的に評価した結果、指定管理者候補者として適当であると判断できる。

6 参考条文

深谷市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(抄)

(公募)

第2条 市長及び深谷市教育委員会(以下「市長等」という。)は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示して、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体(以下「法人等」という。)を公募するものとする。

(1) 管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

(2) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲

(3) 指定の期間

(4) 申請の方法

(5) 当該公の施設の前年度における利用者数、決算その他運営状況

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長等が必要と認める事項